

令和元年 8 月 1 日
人口減少・移住定住対策課

秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間の見直しについて

1 本市の第 1 期（現行）総合戦略の現状等について

- ・平成28年 3 月策定（計画期間：平成27年度から平成31年度まで（5 年間））
- ・総合戦略は、総合計画から必要な事項を取り込んで策定し、基本目標の設定や重要業績評価指標（K P I）についても、総合計画との整合を図っている。いずれも平成27年度末に策定しているが、計画期間は、総合戦略が27年度から、総合計画が28年度から開始している。（5 年間）

2 国、県の第 2 期（次期）総合戦略について

- ・策定時期 国は今年12月下旬（閣議決定）を、県は今年度中を想定している。
- ・計画期間 いずれも令和 2 年度から令和 6 年度まで（5 年間）

3 本市の第 2 期（次期）総合戦略の策定について

(1) 留意事項

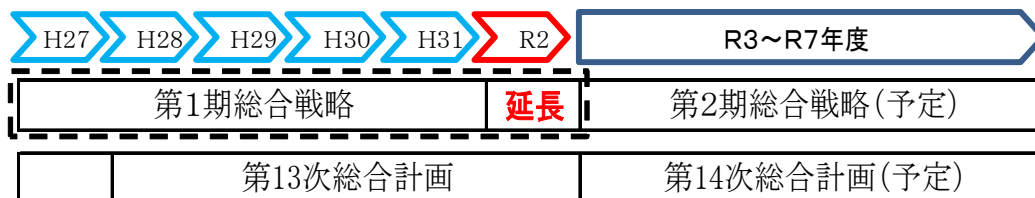
- ・国は、S D G s 達成や近未来技術の実装など新たな取組を次期総合戦略に盛り込むこととしており、その内容を精査する必要がある。
- ・人口減少対策については、全県一体となって取り組むべきものであることから、県の総合戦略の方向性についても確認する必要がある。

(2) 策定スケジュール等

- ・総合戦略と、総合計画の関連性を踏まえると、その策定作業はもとより、推進についても同時に行うのが望ましいことから、次期総合戦略と次期総合計画の計画期間を合わせることにする。（令和 3 年度から 5 年間）
- ・これにより、現行総合戦略と次期総合戦略との間に 1 年間の空白期間が生じるが、**現行総合戦略の計画期間を延長**し、今年度は、国、県の動向等の情報収集などに努め、令和 2 年度を、この 5 年間の成果・課題を踏まえた現行総合戦略の総仕上げと次期総合戦略の策定を行う 1 年とする。

ア 策定時期 令和 2 年度中

イ 計画期間 令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間



(参考)

- ① 市町村の戦略は、国・県の戦略を勘案して定めるよう努めなければならないとされている。
- ② 国は、地方版総合戦略の計画期間について、地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定しても差し支えないとしている。